

自己居住用の既存建築物の敷地拡張

都市計画法第34条第14号に基づき許可する、市街化調整区域内における自己の居住の用に供する既存建築物の増改築に伴う敷地拡張について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請者

自己の居住の用に供する既存建築物の増改築に伴い、敷地拡張を行うことがやむを得ないと認められる者であること。

2 対象となる既存建築物

自己の居住の用に供する建築物で、都市計画法に基づく許可等（建築基準法第6条第1項の規定による確認を含む。）を受けて建築（用途変更<sup>\*1</sup>を含む。）され20年を経過したものであること。

3 申請地

- (1) 既存建築物の敷地を含めた拡張後の面積は、300平方メートル未満であること。
- (2) 既存建築物の敷地がすべて含まれていること。
- (3) 既存建築物の敷地及び拡張する敷地は、申請者が所有していること。

4 予定建築物

- (1) 用途は、自己の居住の用に供する建築物で都市計画法に基づく許可等を受けた建築物の用途（使用者が限定されて許可を受けた場合はその属人性<sup>\*2</sup>を含む。）と同一であること。
- (2) 規模は、高さ10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。ただし、現に存する建築物の高さが10メートルを超える場合は、その高さを限度とすることができる。

5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。

※1 用途変更：この基準における用途変更とは、使用者を限定して許可された建築物の使用者の変更、又は使用目的を変える用途変更をいう。

※2 属人性：都市計画法に基づく許可等を受けた建築物（分家住宅、店舗併用住宅等）について、その適格性を有するとして審査を受け、その使用者が限定されていることをいう。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。（平成17年2月25日 第5回議決）

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月25日 第2回議決）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、都市計画法第29条又は第35条の2の規定によりされた許可の申請に係る開発審査会の議を経たものとして取り扱う基準については、なお従前の例による。

- 3 前項に規定するもののほか、平成21年3月31日までに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域整備計画の変更に係る申出（以下「申出」という。）をした土地において、申出の目的と開発又は建築行為の土地利用目的が同一であって、施行日以後に行う都市計画法第29条又は第35条の2の規定による許可の申請に係る開発審査会の議を経たものとして取り扱う基準については、法第13条第2項の規定により農用地区域から除外された日以後1年以内に限り、なお従前の例による。

（平成20年11月18日 第2回議決）

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年2月18日 第5回議決）